男女共同参画の歴史(国際連合、日本、豊中)

国際連合		日本		豊中	
1952年	女性の参政権に関する条約 採択				
	※日本女性の参政権が認められたのは				
	1945 年				
		1955 年	女性の参政権に関する条約 批准		
1956年	日本 国連加盟				
1957年	既婚女性の国籍に関する条約 採択				
	(日本未批准)				
	※婚儀、婚姻の解消、夫の国籍変更も、				
	妻の国籍に影響を及ぼさない等				
1962 年	婚姻の同意、婚姻の最低年齢及び婚姻				
	の登録に関する条約 採択(日本未批				
	准)				
1967年	女性差別撤廃宣言				
	※家事育児に関する家族的責任が女性				
	にあるとしていた				
		1968年	ILO「同一価値の労働についての		
			男女労働者に対する同一報酬に関		
			する条約」批准		
				1972年	婦人会館の開館
1975年	第1回世界女性会議(メキシコ)				
	国際女性年世界行動計画 策定				
	※性別に基づいた固定的な役割をでは				
	なく、男女とも自分の個性に応じて人				
	生を生きることが中心理念とされた				

					力久六工教育建和云硪午開
1976 ~	国連女性の 10 年			1976年	働く婦人の家の開館
1985年	※平等・開発・平和をキーワードにし				
	た女性の地位向上のための取組				
1979年	女性差別撤廃条約 採択				
1980年	第2回世界女性会議(デンマーク・コ			1980年	市教研・女子教育研究会発足
	ペンハーゲン)				(1987年 名称変更)
	※1979 年に採択された「女性差別撤				
	廃条約」の署名(条約の趣旨・目的				
	についての各国の基本的な賛意の表				
	明)				
				1983年	婦人問題担当主幹を配置
					豊中市婦人問題推進本部の設置
		1984年	国籍法 改正	1984年	豊中市女性問題審議会の設置
			※母親の国籍に基づき、子どもに		豊中市女性問題推進本部に改称
			日本国籍が与えられるようになっ		
			た。		
1985年	第3回世界女性会議(ケニア・ナイロ	1985年	男女雇用機会均等法 成立	1985年	「豊中市における女性のための
	ビ)		※募集・採用、配置、福利厚生、		199 の提言」(女性問題推進会議)
	※女性の地位向上をめざした「2000年		退職、解雇などにおける男女の差		女性問題担当主幹に改称
	にむけての将来戦略」を採択		別的な取り扱いの禁止などを定め		
			る		
			女性差別撤廃条約 批准		
		1986年	男女雇用機会均等法 施行	1986年	女性問題審議会第1次答申
		1986年	労働者派遣法 施行		
			※人材派遣が正式に法律で認めら		
			れた(13業務限定)		

					力久六工教育建術去職竿順
				1987年	市教研・女子教育研究部会の名
					称を男女共生教育研究部会へ変
					更
				1988年	女性問題審議会第2時答申
					女性政策課の設置
		1989年	高等学校で家庭科が女子のみ必修		
			から、男女ともに「家庭一般」「生		
			活一般」「生活技術」の三教科から		
			一教科を選択必修へ。		
		1990年	出生率 1.57 ショック	1990年	女性問題審議会第3次答申
			※政府が、出生率の低下を"社会		豊中市女性政策基本方針の策定
			問題"として認識し、仕事と子育		
			ての両立支援を取り組むきっかけ		
			となった。		
		1991年	育児休業法 成立		
			※雇用した男女労働者から、育児		
			や介護の申請があった場合、雇用		
			関係を継続したまま、一定期間の		
			休暇を与えることを認めるよう義		
			務付けられた		
		1992年	育児休業法 施行		
1993年	女性に対する暴力の撤廃に関する宣言			1993年	「女性政策推進(女性センター)
	採択				基礎調査報告書」(豊中市女性問
					題推進本部)
1994年	国際人口開発会議	1994年	高等学校で家庭科男女共修化		
	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関				

					<u> </u>
	する健康/権利)が提唱された				
1995年	第4回世界女性会議(中国・北京)	1995年	ILO「家族的責任を有する男女	1995年	市教委、市教研から、男女共生
	※女性の地位向上・ジェンダー平等の		労働者の機会及び待遇の均等に関		教育絵本出版『あめのひがすき』
	推進をめざした国際会議		する条約」批准		『ひかるはひかる』(初版)
			※夫婦別姓、待婚機関などをふく		
			む民法の改正は実現していない		
			育児・介護休業法 施行		
			(↑育児休業法改正)		
		1996年	改正労働者派遣法施行	1996年	豊中市立全小中学校で混合名簿
			※26 業務に拡大		実施と市議会答弁
				1997年	市議会で(仮称)豊中市女性総
					合センター開設承認
		1999年	改正男女雇用機会均等法 施行		
			※募集、採用、配置、昇進の差別		
			禁止に加え、セクシュアルハラス		
			メント防止の配慮義務が規定		
		1999年	男女共同参画社会基本法 施行		
			※男女平等社会をめざす"社会活		
			動全般"に関しての提案。		
		1999年	第2回改正労働者派遣法施行		
			※対象業務原則自由化		
1999年	女性差別撤廃条約・選択議定書 採択				
2000年	国連女性 2000 年会議	2000年	男女共同参画基本計画 閣議決定	2000年	『I THINK』再版
	※1995 年の世界女性会議北京の内容			2000年	財団法人とよなか男女共同参画
	を再確認する会				推進財団創立
				2000年	とよなか男女共同参画推進セン

					男女共生教育理給云讓华佣
					ターすてっぷ開設
		2001年	配偶者からの暴力の防止及び被害		
			者の保護に関する法律(DV防止		
			法) 施行		
		2003年	住友電工訴訟 和解	2003年	豊中市男女共同参画推進条例
			※男女による賃金差をめぐる労働		施行
			訴訟		
		2004年	性同一性障害者の性別の取扱いの	2004年	『あめのひがすき』『ひかるはひ
			特例に関する法律 施行		かる』『いつかわたしも』再版
			DV 防止法 一次改訂		豊中市男女共同参画計画(第1次
			※"暴力"定義が拡大され、精神		計画) 策定
			的暴力も含まれた。対象者に、元		
			配偶者も含まれた。		
2005年	世界経済フォーラムがジェンダー・ギ	2005年	第2次男女共同参画基本計画 策		
	ャップ指数を初公開(日本は 38 位/58		定		
	か国)		※出生率 過去最低の 1.26%に		
	※経済参加、政治参加、教育、健康の				
	4 分野における男女の格差を指数化し				
	たもの。男女でギャップ(差)が小さ				
	いほど順位が高い。日本は教育、健康				
	のギャップは小さいが、経済・政治参				
	加のギャップが大きい。				
				2006年	「スクール・セクシュアル・ハ
					ラスメントの防止に向けて~み
					んなで考えよう!セクシュア
					ル・ハラスメント、ゼロの学校

				1	男女共生教育連絡会議準備
					~]
		2007年	改正男女雇用機会均等法 施行		
			※妊娠等を理由とする不利益扱い		
			の禁止等		
		2008年	DV 防止法第 2 次改正		
			※保護命令の拡充、市町村基本計		
			画の策定、支援センターに関する		
			改正、保護命令発令に関する通知		
			などが改正された。		
2010年	ジェンダー平等と女性のエンパワーメ	2010年	第3次男女共同参画基本計画 策		
	ントのための国連機関(UN Women)		定		
	設立 決議				
		2011年	東日本大震災からの復興の基本方	2011年	第 2 次豊中市男女共同参画計画
			針		策定
			※災害時の男女共同参画センター		
			の重要性が注目された。防災にお		
			いても男女共同参画の視点を取り		
			入れるきっかけとなった。		
				2012年	人権政策課『デート DV 予防啓
					発冊子好きやったらいいん?』
				2012年	第 2 次豊中市男女共同参画計画
					策定
	世界経済フォーラムのジェンダー・ギ	2013年	DV 防止法 3 次改定	2013年	男女共生教育連絡会議準備会発
	ャップ指数		※配偶者だけでなく、同居する交		足(男女共生教育出前授業者養
	105 位/145 ヵ国中		際相手からの暴力も含まれた		成講座実施)
					市教研・男女共生教育カルタ作

		成
改正男女雇用機会均等法 施行	2014年	男女共生教育連絡会議準備会
※性差別・セクハラ指針の改正な		(男女共生教育出前授業者養成
ど		講座実施)
パートタイム労働法改正	2015年	男女共生教育連絡会議準備会
労働者派遣法改正		(男女共生教育出前授業者養成
第 4 次男女共同参画基本計画策定		講座実施)
性同一性障害に係る児童生徒に対		
するきめ細かな対応の実施等につ		
いて、文部科学省から通知		
「性同一性障害や性的指向・性自	2016年	第2次男女共同参画計画中間見
認に係る、児童生徒に対するきめ		直し(学校教育及び若年者教育
細やかな対応等の実施について		が重要事項に位置づく)
(教職員向け)」について、文部科		
学省から通知		
	※性差別・セクハラ指針の改正など パートタイム労働法改正 労働者派遣法改正 第4次男女共同参画基本計画策定 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について、文部科学省から通知 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について(教職員向け)」について、文部科	※性差別・セクハラ指針の改正など パートタイム労働法改正 労働者派遣法改正 第4次男女共同参画基本計画策定 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について、文部科学省から通知 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について(教職員向け)」について、文部科